

令和7年度 JR 釜石線利用促進事業 公募型プロポーザル  
仕 様 書

【注意】当該仕様書は受注者選定時点の案であり、プロポーザルにより優先交渉権者となった事業者が提出した企画提案書等を基に契約締結前に再度詳細を調整し決定するものとする。

1 委託事業名

令和7年度 JR 釜石線利用促進事業

2 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

3 委託事業の目的

沿線地域住民の重要な移動手段となっている JR 釜石線について、鉄道の持つ魅力や価値を共有するとともに、乗車する機会及び鉄道を使って沿線観光地を訪れる機会を創出することで、JR 釜石線の利用を促進することを目的とする。

4 納入場所

JR 釜石線利用促進協議会事務局（釜石市市民生活部生活環境課）

5 業務の体制

受託者は、本事業の遂行にあたり適切な作業管理を行うこと。また、必要なスキル及び経験を有するメンバーを配置し、当協議会の指示に迅速に対応できる業務体制を組むこと。本事業遂行に関する当協議会からの要請、指示、その他日常的な連絡や確認等は、原則作業管理者を通じて行うものとする。

6 業務の内容

(1) 沿線住民の意識醸成のためのシンポジウムの開催

① 実施方法等は次のとおりとすること。

- ・開催日時：9月～11月ころ、土日祝日のいずれか、13：00～15：30 ころ
- ・開催回数：1回
- ・開催場所：花巻市、住田町又は釜石市内のいずれか
- ・開催内容：基調講演及びパネルディスカッション
- ・開催規模：沿線住民 100 人以上の参加

② 開催日時は可能な限り当協議会の首長等が参加可能な日程を調整すること。

③ 基調講演は、鉄道に関係する著名人や学識経験者等を講師として招き、JR 釜石線が担う役割などを分かりやすく伝えることで沿線住民のマイレール意識や機運醸成

につながる内容とすること。

- ④ パネルディスカッションは、基調講演の講師の他、沿線住民やインフルエンサー等を交えて住民参加型のパネルディスカッションとすること。沿線市町の首長を交える場合は、別途想定問答等の資料を作成すること。
- ⑤ シンポジウムの開催はPRチラシ等を作成し、各種広告媒体やSNS等を利用して広く周知すること。
- ⑥ シンポジウムは事前申込制とし申込受付等に対応すること。その際、申込者に対する特典等を準備すること（先着順とし上限を設けることも可能）。
- ⑦ シンポジウムの会場は受託者が準備するものとし、施設管理者との打合せ、費用負担及び当日設営・撤収等を行うこと。
- ⑧ シンポジウム当日の受付、司会進行及び会場マイク担当等の仕切りは受託者が行うこと。
- ⑨ 来場者に対するアンケート実施及び効果検証の分析を行うこと。
- ⑩ シンポジウム当日はロビーや会場でポスターやパネル展示、沿線地域の物産等を行い、来場者が休憩時間等に楽しめる工夫をすること。
- ⑪ シンポジウムには、鉄道を利用して来場していただける工夫をすること。

## (2) JR 釜石線を活用した観光ツアーの開催

- ① 実施方法等は次のとおりとすること。なお、ツアー造成に当たっては別紙希望一覧を最大限盛り込むこと。
  - ・開催行程：各回半日程度
  - ・開催内容：花巻市・遠野市・住田町・釜石市を出発地とし、JR釜石線を利用して他市町の観光地等を目的地とするツアー（日帰り・往復）
  - ・開催回数：4回以上
  - ・集客対象：主に出発地の市町住民を対象とすること。
  - ・条件：出発地及び目的地は各市町をそれぞれ1回以上設定すること。
  - ・開催規模：参加者各回10～20人程度
  - ・開催時期：各市町と別途調整
- ② ツアーの開催はPRチラシ等を作成し、各種広告媒体やSNS等を利用して広く周知すること。
- ③ ツアーは事前申込制とし申込受付等に対応すること。その際、申込者に対する特典等を準備すること。
- ④ ツアーに係るJRや観光地施設管理者との打合せ等の調整を行うこと。
- ⑤ ツアー当日の受付、進行等の仕切りは受託者が行うこと。
- ⑥ 参加者に対するアンケート実施及び効果検証の分析を行うこと。
- ⑦ ツアー内容は、モデルコースとしてPRできるように、可能な限り既存公共交通機関等を利用し誰でも再現可能な内容とすること。また、参加者の声を反映し、当協議会がHP等でモデルコースとしてPRできるようなチラシ、パンフレット及び

SNS 用データ等にまとめ当協議会へ提出すること。

⑧ 切符の購入等乗り方について、HP 等に掲載にできるようなチラシ、パンフレット及び SNS 用データ等にまとめ当協議会へ提出すること。

⑨ ツアーの開催に当たっては次の点に留意すること。

- ・ツアーの行程は移動時間や待ち時間を極力減らすようにすること。
- ・移動中にも楽しめる工夫をすること。なお、実施内容等は JR 等関係者と事前に調整するとともに、他の利用者等に配慮すること。

(3) その他

① 上記「(1)⑥」及び「(2)③」で配布する特典等は、JR 釜石線を PR するオリジナルグッズを作成することも可能とする。ただし、JR 等が保有する知的財産権等を侵害しないよう十分留意すること。

② 上記「(1)」又は「(2)」の開催に当たり、大船渡の林野火災の復興支援につながる内容を含めること。

## 7 業務の管理

(1) 契約締結後速やかに当協議会とスケジュール等を協議すること。

(2) 当協議会と月 1 回以上の進捗管理・課題管理・リスク管理等の打合せ等を行うこと。なお、打合せに係る資料及び議事録を作成し、都度提出すること。

(3) 当協議会が事業の進捗状況や業務内容について支障があると認めた場合は、業務体制を含め、速やかに対応策を検討し実施すること。

## 8 成果品

本事業の成果品及び提出書類は、下記の(1)～(10)のとおりとし、受託者は事業が完了したときは、成果品及び提出書類を当協議会に提出するものとする。

当協議会の検収が完了した後、受託者は、成果品及び提出書類を電子データ及び紙媒体で各正本 1 部、副本 1 部を JR 釜石線利用促進協議会事務局（釜石市市民生活部生活環境課）に提出するものとする。

なお、詳細については、当協議会と受託者が協議の上決定する。

(1) シンポジウムの PR チラシ

(2) シンポジウムの受付名簿

(3) シンポジウムの来場者アンケート及び集計分析結果

(4) ツアーの PR チラシ

(5) ツアーの受付名簿

(6) ツアーの参加者アンケート及び集計分析結果

(7) ツアーをモデルコースとして PR できるようなチラシ、パンフレット及び SNS 用データ等

(8) 切符の購入等乗り方周知用チラシ、パンフレット及び SNS 用データ等

- (9) 開催した事業に関する資料（写真、映像等を含む）や本事業により収集したデータ等
- (10) 実績報告書

## 9 その他

- (1) 業務遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (2) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる（以下「再委託」という。）場合は、あらかじめ当協議会に書面により報告し承諾を得ること。なお、受託者は、再委託の相手方が行った作業の全責任を負うものとし、定期的な作業進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況の報告を行わせるなど、適切な履行の確保に努めるものとする。
- (3) この仕様書の内容を変更する場合は予め当協議会に承認を得ること。また、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上処理するものとする。
- (4) 本事業で知り得た事項については、他に漏らさないこと。
- (5) 成果品の著作権及び所有権は当協議会に帰属するものとし、受託者は当協議会の許可なく成果品を第三者に公表又は提供してはならない。
- (6) 事業完了後に、受注者の責任に期すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。